

月例研究会（2008年6月25日）

非正規労働と労働条件保護

永田 瞬

報告では、日本ではなぜ90年代中ごろ以降勤労者世帯の貧困化が急速に加速したのか、労働法制の規制緩和との関連性を検証し、非正規労働に対する労働者保護政策の欠如がパート、派遣労働も含む日本の勤労者世帯の貧困化をもたらす主要な要因であることを、EU諸国における非正規労働者に対する労働条件保護政策との比較検討のうえで明らかにすることを試みた。

第1に、日本の貧困者世帯に占める勤労者世帯の貧困の増大について、後藤道夫の研究によれば、1997年から2002年の期間で、就業中か就労する準備があるにもかかわらず生活保護基準以下の世帯数は142.2万世帯増加し、うち123.5万世帯は就業世帯の増加に基づいている。また、就業世帯の中では非正規労働者のフルタイム労働者化が著しく、それにもかかわらず、①低所得、②低福利・社会保険に陥っている。

第2に、こうした非正規労働を含む大量のワーキングプアの増大は、①労働者派遣法の規制緩和（対象業務の拡大+派遣期間制限の撤廃）、②パートタイム労働法における対象とする労働者の「限定」、③労働基準法における有期雇用労働規制など、労働者保護法の規制緩和と労働者保護の未整備によって拍車がかけていている。2002年から2006年で派遣労働者は43万人から128万人に3倍近く増加し、有期雇用労働を利用する事業所は2005年で全体の51.0%まで拡

大した。加えて、非正規労働者に共通する、①低賃金性、②雇用の不安定性、および、③低い福利厚生・社会保障給付は、規制緩和の一方労働者保護政策を重視することのなかった日本の労働政策上の不備に基づくものと考えられる。

第3に、こうした日本の非正規労働のワーキングプア化と比較して、EU諸国では勤労者世帯の貧困化は非正規労働者の貧困化と直接に結びつかない。その理由として、①1997年「パートタイム労働者への均等待遇」指令、②1999年「有期労働についての枠組み協定に関する」指令、③2002年「派遣労働に関する」指令案、など各EU委員会指令の効果と考えられる。フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準（女性）は、オランダ、ドイツ、フランスなどEU諸国は93.1、87.5、81.7と高い水準である。また、EU16カ国のうち、EU派遣労働指令に基づき、派遣労働者と派遣先の比較可能な労働者との間の労働条件の均等待遇を立法化した国は、フランス、イタリアなど11カ国で、EU全体の68.8%に及ぶ。こうした非正規労働の労働者保護政策を明記している点がEUにおいて非正規労働者の増大が、ただちにワーキングプアの増大につながらない一因であると考えられる。

質疑では、①日本の非正規労働の歴史的展開、②テーマ設定の意義の明確化、③2000年代以降の運動側の「反転の構図」の描写、④EU諸国との政治状況の相違、⑤90年代中葉以降の日本企業のリストラ進展過程、⑥女性の非正規労働者化、などの各点についてコメントが寄せられた。いずれも報告の不足を補う重要な指摘であり、研究会の批判も踏まえ論文とする予定である。

（ながた・しゅん 法政大学大原社会問題研究所兼任
研究員）